

(提出先)  
大阪市長  
大阪市議会議長  
大阪市水道局長

(提出日) 2013年12月12日

「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への再質問

「水道記念館と生物飼育の存続を考えるネットワーク」

代表 綾 史郎

2013年9月20日付けの「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への再々質問に対する回答を10月4日付けで頂きましたが、私たちの要望に対する回答になっていないと考えております。真摯なお答えをいただきたく再度、重ねて質問状を提出します。

内容は別紙添付資料を参照ください。

なお、この質問状に対する回答は本文到着後2週間以内に下記へお願いします。  
年末でお忙しいとは存じますが、よろしくお願いします。

公益社団法人 大阪自然環境保全協会

住所 〒530-0041 大阪市北区天神橋1-9-13 ハイム天神橋202

電話 06-6242-8720 FAX 06-6881-8103 Email [office@nature.or.jp](mailto:office@nature.or.jp)

以上

※以下の質問番号のうち親番号（5まで）は前回（平成25年10月4日付）水道局回答の質問番号と対応しています。

番 号	1-1
これまでの質問で判明した通り、貴局と私たちとの間での「適切」の認識にはかなりの差異があり、私たちが適切と言えないと指摘している飼育状態のもとで、相当数の種類数・個体数が減少しているらしいことは憂慮に堪えません。これ以上状態が悪くならないように特に強く求めます。	

番 号	1-2
貴局が適切な飼育をしているとされる裏付けである人材について要請します。特に専門的知識を有し飼育に携わっておられる職員全員の、専門領域にかかるこれまでの研修経験・実務経験・職歴・研究発表実績等を教えてください。	

番 号	1-3
飼育担当者の仕事内容は多岐にわたると思われそうですが、皆さんのおおよその日々のスケジュールを教えてください。特に、繁殖・増殖に関する仕事にどれくらいの時間を割いておられますか。	

番 号	1-4
以前に視察させていただいた際にはほとんどの水槽に魚がいる状況でした。万一疾病（特に伝染性のもの）等に侵された魚については、すぐに別の水槽に分ける必要があると思いますが、飼育研究棟にそのような場所があるのかどうか、無い場合にはどこでどのように処置しておられるのかを教えてください。	

番 号	1-5
ペアリング、産卵、稚魚の育成等の場合も別の水槽に分ける必要があります。これらについても、現在どこでどのように処置しておられるのかを教えてください。	

番 号	1-6
以前、飼育研究棟のスペース不足を補い繁殖用や病気の個体を隔離・治療するために八角堂を利用しているとの話を聞いたことがあります。今回のプロポーザル募集の中には八角堂（15.20 m <sup>2</sup> ）が含まれていますが、これが無くなると適切な飼育を維持する上で困ることにはなりませんか。	

番 号	2-1
貴重性の比較的小さな種の飼育数を見ると、その多くが減少～激減しています。これではいよいよ貴重種等が心配にならざるを得ません。貴重性の大きな種についても、種別に個体数増減を教えてください。また、回答では、貴重性の比較的小さな種のリストに種名を書かれていない種類がかなりありますが、それらの個体群は維持されているのでしょうか。現状をお教えてください。	

番 号	2-2
貴局におかれましては、私ども市民の納得が得られるまでは魚を分譲したりしないとお約束を頂いていると理解しています。ところで、最近になって城東区役所の魚が増え、その中に簡単には入手しがたい魚種が含まれているという情報が寄せられました。ギギ、シマドジョウ、メダカ、ムギツクといった魚種です。まさかとは思いますが、水道記念館からの分譲ということはありませんね？	

番 号	3-1
<p>再質問時に指摘した、“精査で明確にすべき” 1. ～6. については貴局の回答書の質問要旨から外され、コメントも回答もありませんでした。精査を行っていただければ堂々と回答なさるはずのことですので、あえて回答しなかったのは、実施しなかったためであると判断されます。</p> <p>HPに掲示していながらそれなりの事業に位置付けての「費用対効果などを精査」せず、それにも関わらず、「総合的判断」をしたのであれば、最初から「精査」はするつもりが無く「総合的判断」をする予定であったと判断されます。</p> <p>水道記念館の展示の処分に関わる重大なこの「総合的判断」は、当然に局の責任者である局長が行ったものと判断されます。</p> <p>つまり、HPでの「精査のため当分休館」という市民に対する約束は、最初から実行するつもりが無いままに、局長承認のもとで掲示したということになります。</p> <p>私たちは上記のように理解せざるを得ないと思うのですが、それでよろしいですね？</p>	

番 号	3-2
<p>私たちは、市が言う水族飼育に要する費用金額はあまりに過大であると考えています。そこで、今年度上半期において、水族飼育に要した金額を細目を分けて示してください。</p>	

番 号	4+5
<p>とりあえずは、プロポーザル募集の資料に水族飼育に関する情報を含めて頂き、感謝します。本来は現存する水族の種類や数、施設等のリストなどの情報も必要かと思いますが、これらについては現地説明で詳しく情報提供される予定だろうと推察します。よい反応があることを期待しています。</p>	

番 号	6
<p>私たちはかねて、この水族を維持保存するために、大阪市全体の中で部局を超えて「協議会」を設置するなどして対策を考えていただきたくてお願いしてきました。しかし、回答は他部局に相談したが無理だったという回答のみでした。今後のために、いつどこかの担当者にもどのように相談して何故だめであったのか、文書で回答してください。また、この“部局を超えた対策”をお願いするための相談窓口を明示して下さい。</p>	

番 号	7
<p>生物（水族）・備品・図書等・水槽などは、今後のプロポーザル事業者が有効活用できる可能性があります。計画と契約が完了して活用の見込みがないと確定し、かつ実際に事業が本格的に動き出すまでは、一切処分等をしていないで現状を保存するとお約束ください。</p> <p>また、市民の大切な財産である水族を、現状保存の期間を活用して、ぜひとも市民に公開してください。</p>	